

第 3 回 経営方針推進委員会
資料 1-2 令和 5 年 2 月 1 日

小平市第1期経営方針推進プログラム

令和3年6月

小 平 市

令和5年3月 中間見直し

小平市第1期経営方針推進プログラムの中間見直しにあたって

本プログラムは、小平市第四次長期総合計画に掲げる3つの基本目標（ひとづくり・くらしづくり・まちづくり）を着実に進めるために、行政として必要となる考え方やとるべき姿勢を示す自治体経営方針に基づく、具体的な取組をまとめたものです。令和3年6月に策定して以降、新型コロナウイルス感染症の動向をはじめとした国内外の情勢を踏まえながら、着実に取組を進めてまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症は新たな変異株の出現と流行の波を繰り返し、市民生活や事業活動に大きな影響を与え続けてきました。人々の行動制限が求められる中、働き方やライフスタイルの変化をもたらすとともに、特にデジタル分野においては、国もデジタル社会の実現に向けた動きを加速させています。また、令和4年の日本人の子どもの出生数が80万人を下回る可能性があることが報じられるなど、少子化の進行が浮き彫りとなっています。

これらのことは、本市の経営においても大変重要な要素となります。そのため、より一層時代の変化に応じた行政の最適化を進めていくという視点のもと、中間見直しを行いました。

引き続き、持続可能な自治体を築くために、限られた経営資源を最大限に活用し、最適な手法を選択しながら、質的・量的な行財政改革を進めてまいります。

プログラムの実施や実現を図るため、市民の皆様のご理解やご協力をよろしく願いいたします。

令和5年3月

小平市長 小林 洋子

目次

第 1 章 経営方針推進プログラムについて	1
1 プログラム策定の趣旨.....	1
(1)自治体と経営	1
(2)これからの自治体経営と行財政改革.....	2
(3)推進プログラムの計画期間	5
2 推進体制.....	5
第 2 章 取組の内容	6
1 第 1 期の取組の概要.....	6
2 推進プログラムの体系	7

—中間見直しの基本的考え方—

現行計画期間における中間見直しであることから、推進プログラムの基本構成は、従来の体裁を維持したうえで、次の通りとします。

- ①各実施プログラムについて、必要に応じて『取組の方向性』や『取組項目』の記載内容の時点修正を行います。
- ②全ての検討プログラムについて、新たな実施プログラムと位置づけを改め継続するか、検討終了とともにプログラムから取り下げるかを示します。新たな実施プログラムでは、今後の『取組の方向性』や『取組項目』を設定します。

第1章 経営方針推進プログラムについて

1 プログラム策定の趣旨



(1)自治体と経営

日本社会全体を取り巻く環境は、経済、テクノロジー、気候変動、人口構造など、大きな転換に向けた流れを加速しています。こうした中、小平市では、令和3年度から小平市第四次長期総合計画基本構想をスタートさせました。小平市第四次長期総合計画基本構想は、変化が激しい時代において、進むべき大きな方向性を見失うことなく、市民、事業者、行政など全てのまちづくりの主体が共有する羅針盤の役割を担います。現在の延長線上から導き出す方向性ではなく、市制施行100周年(2062年)という長期的な視点に立ち、どのような小平市を将来に引き継ぐのか、そのために計画期間である令和3年度から令和14年度の12年間にやることは何かを共有する計画です。

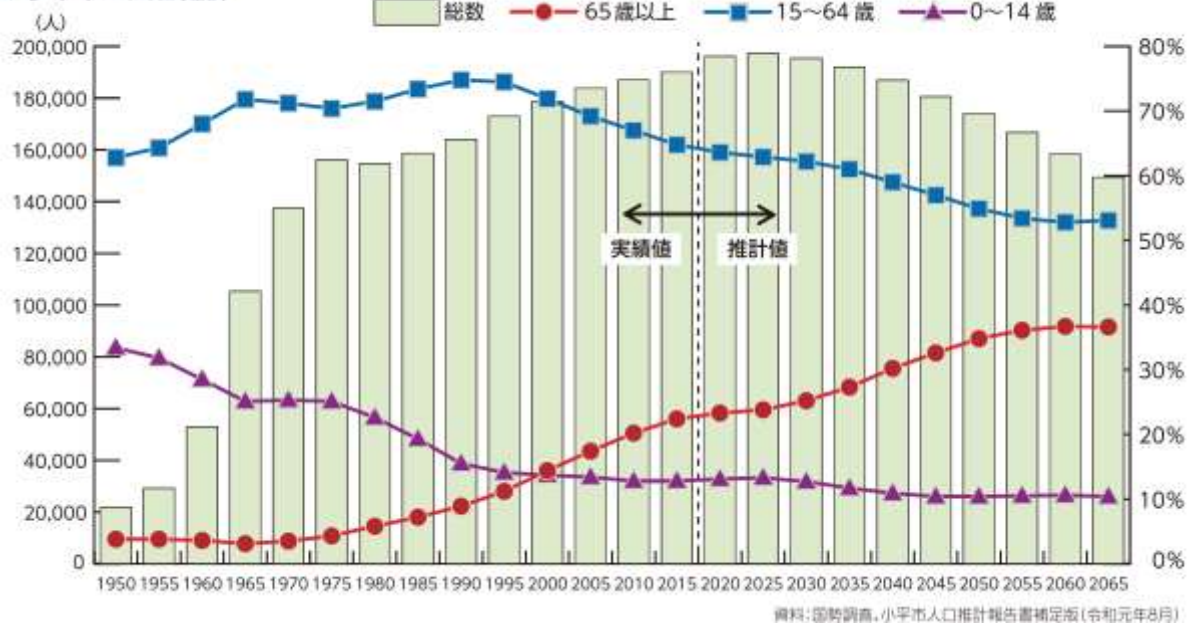
小平市第四次長期総合計画基本構想では、3つの基本目標(ひとづくり・くらしづくり・まちづくり)と、この目標に沿った施策を着実に進めるために行政として必要となる考え方やとるべき姿勢を、「自治体経営方針」として位置づけています。

全国的に人口減少が進んでおり、小平市においても今後人口減少の局面を迎え、過去からの人口構成も大きく変わっていきます。持続可能な自治体を築くために、将来を見据え、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を最大限に活用し、最適な手法を選択しながら、最小の経費で最大の効果を生み出していくとともに、公共サービスの提供における行政の位置づけや役割の見直しを進めていきます。

■小平市第四次長期総合計画基本構想の体系(小平市第四次長期総合計画より)



■ 小平市の人口推計



(2) これからの自治体経営と行財政改革

これまで小平市では、長期的なまちづくりの方向性を示す長期総合計画を進めていくために必要となる行財政改革について、個別の計画を策定し、継続的な見直しに取り組んできました。その結果、大きな財政効果を生み出してきました。

8～11年度	12～14年度	15～17年度	18年度	19～22年度	23～27年度	28年度	29～R2年度
小平市新長期総合計画 後期基本計画				小平市第三次長期総合計画			
	第2次 行財政改革 推進プラン	第3次 行財政改革 推進プラン	フ ォ ロ ー ア ッ プ	行財政再構築 プラン	第2次 行財政再構築 プラン	フ ォ ロ ー ア ッ プ	第3次 行財政再構築 プラン
行財政改革大綱が示す方向性 ・市民にとってわかりやすく便利な市政 ・市民とともに創る市政 ・市民の税金をより活かして使う市政				行財政再構築方針が示す方向性 ・パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供 ・成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供 ・市政を支える経営基盤の強化			
行財政改革 推進計画 実施項目 76	第2次 行財政改革 推進計画 実施項目 60	第3次 行財政改革 推進計画 実施項目 55		改革推進 プログラム 実施項目 100	第2次 改革推進 プログラム 実施項目 62	フ ォ ロ ー ア ッ プ	第3次 改革推進 プログラム 実施項目 43
財政効果:約 40 億 5 千万円				財政効果:約 17 億 7,700 万円			

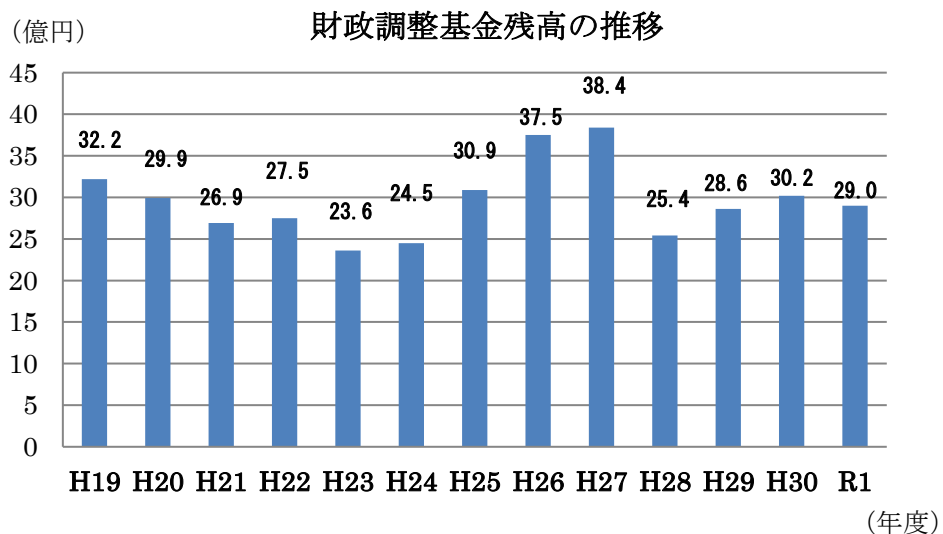
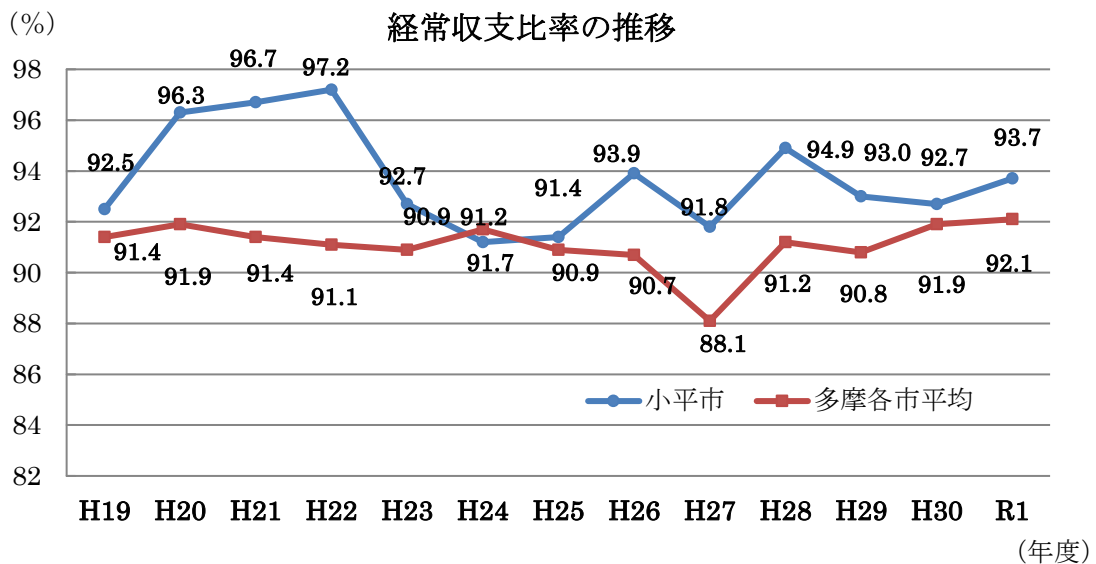
しかしながら、近年においても、喫緊の課題に対応するための事業費の増などから、財政状況は厳しさを増しております。このことは、各種財政指標の推移にも表れています。

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標です。税金など毎年度収入する経常一般財源に対する、人件費や扶助費などの経常的経費に充当された一般財源の割合を指します。この数値が100%に近づくということは、必要最小限のことしか行えない、財政的に余裕のない状況を示します。

また、財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための、地方公共団体の貯金です。予期しない収入の減少や不測の支出増に備えるためにも積み立てが必要です。この取り崩しが続き残高が減少すると、将来厳しい財政運営を迫られます。

第3次行財政再構築プランでは、財政指標として、経常収支比率80%台や財政調整基金35億円という目標値を掲げておりましたが、いずれも達成していない状況です。

■財政指標に基づく近年の推移



このような状況のもと、今後は、これまでの小平市の行財政改革を踏まえ、行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を最大限活用し、将来にわたって持続可能な自治体を築くために、質的・量的な改革を進めます。

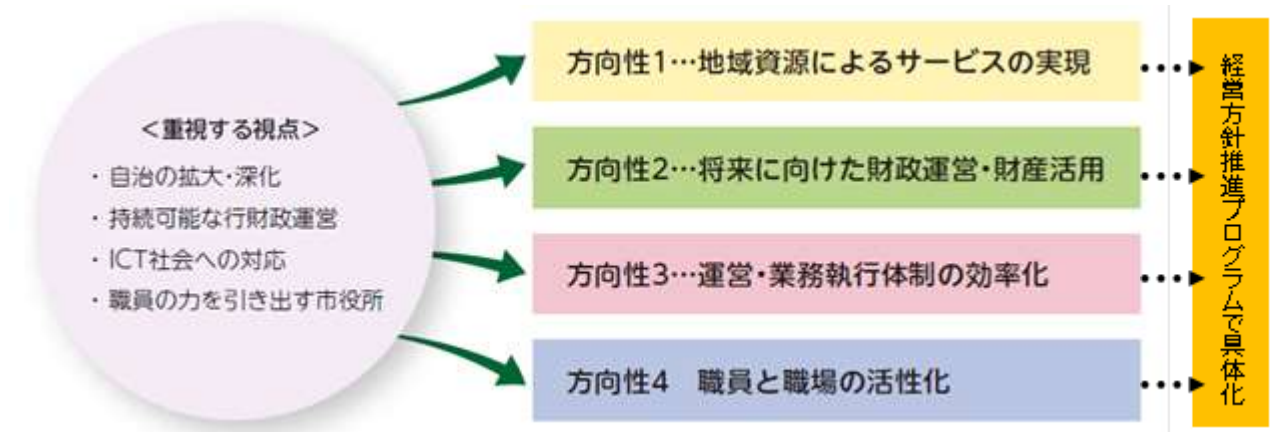
人口構成・経済財政状況の変化、社会資本の老朽化、安全・安心への対応、加速するデジタル社会への対応など、市を取り巻く状況の変化を見据えた執行体制の構築や、市民等がサービス提供の担い手にとどまらず、地域において経営の一端を担うという考え方に一層重点を置きます。

■市を取り巻く状況(小平市第四次長期総合計画概要版より)



自治体経営方針では、重視する視点として「自治の拡大・深化」、「持続可能な行財政運営」、「ICT社会への対応」、「職員の力を引き出す市役所」の4つを掲げています。このような視点のもと、「方向性1 地域資源によるサービスの実現」、「方向性2 将来に向けた財政運営・財産活用」、「方向性3 運営・業務執行体制の効率化」、「方向性4 職員と職場の活性化」の4つの方向性を定めています。推進プログラムは、各方向性に沿った具体的な取組内容を示します。

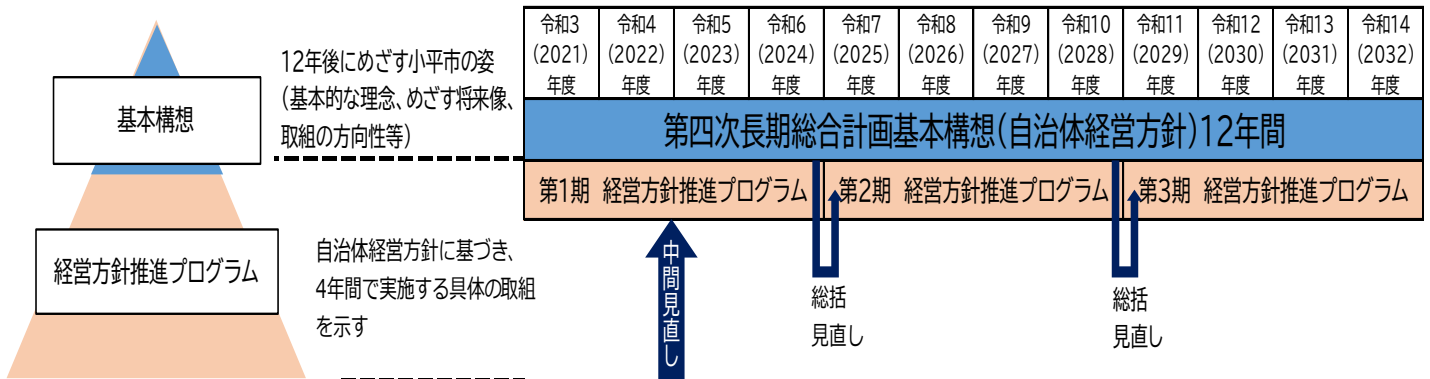
■自治体経営方針の方向性と経営方針推進プログラムの関係(小平市第四次長期総合計画より・一部加工)



(3) 推進プログラムの計画期間

第1期推進プログラムの計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

また、令和3年度から令和4年度の2年間の取組を踏まえ、第1期推進プログラムの中間見直しを行います。



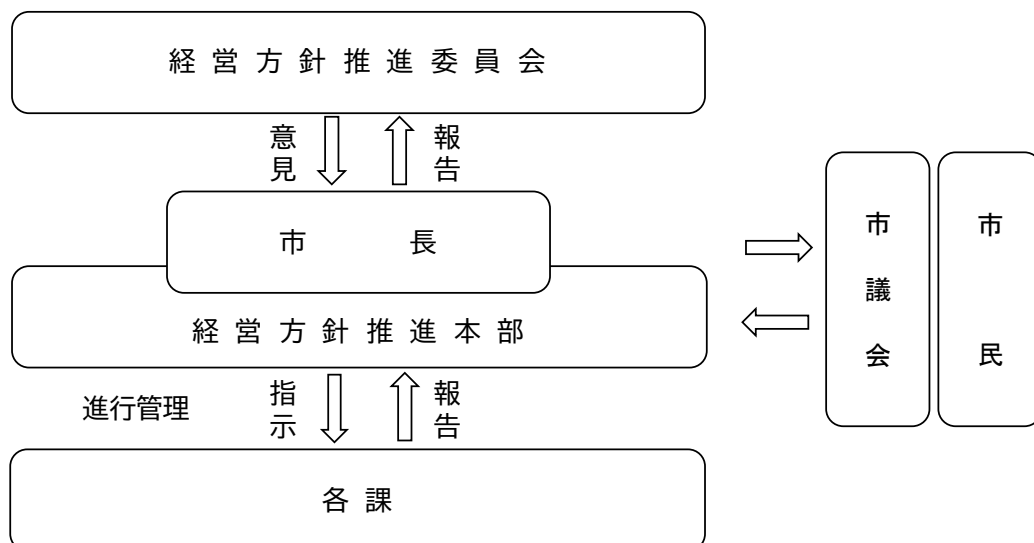
2 推進体制



推進プログラムの進行管理は、市長を本部長とする経営方針推進本部が中心となり、全庁的に取り組みます。

毎年度、進捗状況や成果を取りまとめ、「経営方針推進本部」で検討のうえ、有識者や公募市民で構成する「経営方針推進委員会」へ報告し、意見をいただきながら、行財政改革を推進していきます。また、進捗結果については、ホームページ等により公表します。

■推進プログラムの推進体制



第2章 取組の内容

1 第1期の取組の概要



自治体経営方針では、令和3年度から令和14年度までの取組の方向性を示しています。そのうち、第1期推進プログラムの計画期間となる今後4年間(令和3年度から令和6年度まで)では、特に次のような点を重視し、取組を展開していきます。

方向性1 地域資源によるサービスの実現

市政情報の共有、市民参加、及び協働を進めていくことを通じて、地域のコミュニティが醸成され、市民等が公共サービスの提供主体として関与する機会の更なる拡大を図ります。

また、民間の力を活用することで、専門性や経験をいかした多様なサービスの展開や市民ニーズへの対応等、市民サービスの維持・向上を目指します。

方向性2 将来に向けた財政運営・財産活用

少子高齢化の進行や人口の減少とともに、人口の構成比が変わっていく中で、安定的・継続的な財政運営を行うために、最適なサービスのあり方を検討し、既存の事務事業の大胆な見直しに着手します。また、市が保有する財産の有効活用を図ることで、歳入の確保に努めます。

方向性3 運営・業務執行体制の効率化

少子高齢化を背景とした増大する行政需要に適切に対応するために、ICTの活用も踏まえた業務改革や執行体制の見直しを進めます。

方向性4 職員と職場の活性化

職員が持つ力を十分に発揮できることが、市民サービスの向上につながることから、時代に即した研修の実施や働き方への転換を進めます。また、任用・勤務形態などの多様化も含め、組織体制の最適化を図ります。

2 推進プログラムの体系



推進プログラムは、速やかに取組に着手する「実施プログラム」と、具体的な取組への着手を目指して 2 年間の検討期間を設ける「検討プログラム」により構成します。検討プログラムの検討期間は令和 4 年度末までとし、2 年間の検討の結果を中間見直しの際にプログラムに反映させます。

実施プログラム		
方向性	No.	プログラム名
1地域資源によるサービスの実現	①	幅広い市民意見の収集
	②	公文書管理の適正化の推進及び歴史公文書の保存と利用環境の整備
	③	市民協働の更なる深化と発展
	④	新たな地域コミュニティ拠点整備の準備
	⑤	民間事業者の活用の拡大
	⑥	指定管理者制度の推進
2将来に向けた財政運営・財産活用	⑦	使用料・手数料の見直し
	⑧	事業の精査と見直し
	⑨	公有財産の売り払い及び貸付
	⑩	公共施設の将来配置に関する理解促進
3運営・業務執行体制の効率化	⑪	庁内会議の合理化
	⑫	文書の電子化・ペーパーレス化
	⑬	DX の推進(システムの標準化・共同化の推進)
	⑭	DX の推進(オンライン申請等への対応)
	⑮	DX の推進(ICT 活用による内部事務の効率化)
	⑯	組織整備及び職員定数の適正管理
4職員と職場の活性化	⑰	職員提案制度の見直し
	⑱	研修・人材育成策の充実
	⑲	働き方改革の推進(仕事と家庭の両立)
	⑳	働き方改革の推進・DX の推進(テレワーク体制の整備)

2年間の検討を経た実施プログラム(旧検討プログラム)		
方向性	No.	プログラム名
1地域資源によるサービスの実現	㉑	－(旧検討プログラム名:広報活動ガイドラインの策定)
	㉒	公園整備、管理運営における新たな事業手法の導入
	㉓	市の魅力をいかした財源確保
3運営・業務執行体制の効率化	㉔	自治体 DX によるスマート自治体への転換
	㉕	統計データ利活用促進のための基盤整備
	㉖	－(旧検討プログラム名:自治体間連携の更なる推進)
	㉗	事務処理におけるリスクへの対応
4職員と職場の活性化	㉘	－(旧検討プログラム名:職制の見直し)

各プログラムは相互に関連しており、総合的に進めることで、「地域資源によるサービスの実現」、「将来に向けた財政運営・財産活用」、「運営・業務執行体制の効率化」、「職員と職場の活性化」の達成を目指します。

◆◇実施プログラム◇◆ 速やかに取組に着手する 20 のプログラムです。

実施プログラム	No.	プログラム名	記載例	担当課 関係課
現状や課題など			取組の方向性	
<p>プログラム設定の背景や、現状・課題などについてまとめています。継続的に取り組んできたプログラムについては、これまでの状況についても触れています。</p>			<p>プログラム設定の背景にある課題解決のためには、様々な施策の実施、改革の必要性がありますが、ここでは自治体経営方針に沿った内容について取り上げ、4年間で取り組む方向性についてまとめています。個別の数値的指標がある場合は、その数値も示しています。</p>	

複数の課にまたがるプログラムでも、主となる一つの課を担当課として示しています。また、全ての項目において、全課による視点が必要との考えから、関係課を全課としています。

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>取組の方向性に沿って、具体的に進めていく項目を示しています。</p>	<p>左の取組項目について、令和3年4月時点でのスケジュールを示しています。</p>			

方向性1 地域資源によるサービスの実現

実施プログラム	① 幅広い市民意見の収集	担当課 関係課	政策課 全課
現状や課題など		取組の方向性	
<p>小平市自治基本条例(平成21年条例第27号)は、情報共有と参加・協働を自治の基本理念実現に当たっての基本的な指針として位置づけ、市民参加の機会の保障について明文化しています。</p> <p>市では、自治基本条例に基づき、「市民参加の推進に関する指針」として市民参加の前提となる情報共有のための情報公開及び市民参加の方法の基本事項を定め、計画を策定する際の意見募集や事業を進める際の懇談会・ワークショップなど、様々な形で市民からの意見の収集に努めてきました。</p> <p>今後も、行政サービスを広く公平に提供するためには、若い世代も含めたより多様かつ広範囲の声をくみ取ることが必要です。</p>		<p>無作為抽出型や WEB の活用など、施策や検討課題に応じた様々な市民参加の手法を用いて、より広く多様な意見収集に取り組めます。</p>	

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・より広く多様な意見の収集	実施			
・WEB を活用した市民参加の実施	試行的実施・実施			

実施プログラム	②	公文書管理の適正化の推進及び 歴史公文書の保存と利用環境の整備	担当課 関係課	総務課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市では、公文書管理法の趣旨にのっとった公文書管理を実現するために、令和3年4月に「小平市公文書等の管理に関する条例」を制定し、令和3年10月に施行します。</p> <p>条例では、公文書等を歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源と位置づけています。</p> <p>また、歴史資料として重要な公文書については、将来の市民に説明する責務を果たすため、永久に保存することとしています。</p> <p>市民と市が一体となって課題解決にあたっていくために、引き続き市政に関する情報を共有できる環境を整備することが必要です。</p>		<p>市民が市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を主体的に利用できるよう、公文書の管理や特定歴史公文書の保存、利用等の統一したルールを定めた小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、適切に管理運営します。</p> <p>4年間で歴史公文書の図書館への移管率が50%以上となるよう取り組みます。(令和3年4月1日現在:0%)</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・庁内理解の促進	実施			
・歴史公文書の図書館への移管	準備	5年を目途に移管		
・利用請求の開始(図書館)		実施		

実施プログラム	③	市民協働の更なる深化と発展	担当課 関係課	市民協働・男女参画推進課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市では、自治基本条例が目指す参加や協働を通じた市民自治のまちづくりの更なる推進のため、平成30年に「小平市協働の推進に関する指針」を改定し、これまでの団体支援的な取組から、地域課題等の解決のための実践的な協働を推進する取組へとシフトしました。また、各ボランティア活動におけるボランティア登録者・参加者数の増加や内容の充実、民間事業者及び大学との包括連携協定の締結など、多様な主体と行政との連携の推進を図ってきました。</p> <p>今後も複雑化・多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、地域住民の生活を地域で支えていくためには、地域にある様々な主体がそれぞれの役割や特徴を最大限発揮しながら、連携・協働した取組を一層進めていくことが必要です。</p>		<p>地域の課題がますます複雑化・多様化し、行政だけでなくすべての課題解決を図ることが一層困難になっていく中で、多様な担い手が協働して自主的・主体的なまちづくりに継続的に取り組めるよう、市民や市民活動団体、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者、大学等との協力・連携をさらに促進していきます。</p> <p>また、地域の担い手や協働の取組の継続を図っていく上で、特に若い世代が市政に関心を持ち、まちづくりに参加する機会を拡大させる方策について、大学等と連携しながら検討します。</p> <p>4年間で市と協働で地域課題の解決に継続的に取り組む団体数が4団体以上となるよう取り組みます。(令和3年4月1日現在:1団体)</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・提示型公募事業及びいきいき協働事業の実施	実施・検証・実施			
・こだいら人財の森事業の実施	実施・検証・実施			
・大学等との連携事業の実施	実施・検証・実施			
・職員に対する意識啓発	実施			

実施プログラム	④	新たな地域コミュニティ拠点整備の準備	担当課	公共施設マネジメント課
			関係課	全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などを背景に、地域での人と人とのつながりの希薄化や地域コミュニティの空洞化が進行する傾向にあり、従来、家庭や地域が担ってきた機能が低下しつつあります。</p> <p>市民や地域のコミュニティが互いに地域での関わりを持ったり、地域に貢献する活動を行うためには、多様な主体が集まることのできる場づくりが必要です。</p> <p>こうした中、市では、地域コミュニティ施設の部屋の設け方などについて、検討を進めています。</p>		<p>小学校の更新を契機とした公共施設の複合化を進める中で、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成に向けた体制等を整えます。</p> <p>あわせて、市内で初めての小学校の更新である小平第十一小学校の複合化を契機として、今後整備する地域コミュニティ施設の管理・運営の形態や、利用ルールを整備します。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ施設の方向性について考え方の整理・公表 ・小平第十一小学校更新における計画的な体制整備 ・地域コミュニティ施設の管理・運営形態・利用ルールの整理 (市民協働・男女参画推進課、教育総務課、地域学習支援課、公民館) 	公表・周知 基本計画	基本設計・実施設計・体制整備	運用・ルールの整理	

実施プログラム	⑤	民間事業者の活用の拡大	担当課	行政経営課
			関係課	全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市ではこれまで、市役所窓口の業務委託の拡大や小学校給食調理業務委託を進めるなど、様々な事業において民間の力を活用してきました。</p> <p>今後、多様化する市民ニーズをきめ細やかにくみ取り、サービスを向上させていくためには、市以外の主体によってこれまでよりも市民ニーズに柔軟に適應できる場合など、新たな公共分野へ拡大することが求められています。</p>		<p>質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、民間の専門知識やノウハウなどを活用できる業務の内容等を確認し、様々な分野で民間事業者を活用したサービスの向上及び効率化・安定化を図ります。</p> <p>公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、給食調理業務委託を令和5年1月から大沼保育園において実施し、令和6年1月から小川西保育園において実施を目指します。(令和3年4月1日現在:0園)</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な分野への民間事業者活用の拡大 ・公立保育園給食調理業務の効率化・安定化(保育課) 	対象事業抽出	選定・実施	検討・説明・実施	

実施プログラム	⑥	指定管理者制度の推進	担当課	公共施設マネジメント課
			関係課	全課
現状や課題など			取組の方向性	
<p>平成15年の地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理に民間の活力を活用して、施設の設置目的を最大限に実現し、住民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的とした指定管理者制度が創設され、市でも、指定管理者制度による公の施設の管理を進めてきました。その後、平成20年1月に策定した小平市指定管理者制度活用方針に基づきながら、指定管理者制度の活用が施設の設置目的に適合しているかを見定め、サービスの拡充やコストメリットが図られること、継続的・安定的なサービス提供が図られることを基本的な導入の考え方として、制度の効果が十分に発揮できると期待される施設について、順次、公の施設に指定管理者制度を導入しています。</p>			<p>今後も、民間事業者のノウハウを市民サービスに活用し、新たな付加価値を創出することが必要です。そのため、これまでの導入事例の検証を踏まえ、制度活用の考え方を再度整理したうえで、指定管理者制度の拡大を図ります。また、小川駅西口地区の市街地再開発事業に伴い開設を予定している公共施設においても、指定管理者制度の導入について検討を進めます。</p> <p>4年間で1施設以上の指定管理者制度の導入を目指します。(令和3年4月1日現在:合計48施設)</p>	

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・指定管理者制度活用方針の改定	調査	改定		
・小川駅西口公共施設への指定管理者制度導入検討	導入検討	運用ルール、規定整備		

方向性2 将来に向けた財産運営・財産活用

実施プログラム	⑦	使用料・手数料の見直し	担当課	財政課
			関係課	全課
現状や課題など			取組の方向性	
<p>財政状況の悪化や公共施設の老朽化が進む中、安定したサービスの提供を行うためには、適正な使用料・手数料の額や、減額・免除の取扱いの見直しが必要です。</p>			<p>集会施設等では、ほぼ全ての使用料が免除となっており、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の観点からも、社会情勢を注視しつつ、見直しについて検討します。市民と市が一体となって、将来世代のためにも持続可能な公共施設をつくっていくことの理解を得られるよう進めます。</p> <p>また、保育料及び学童クラブ費の見直しや、駐車場の利用者負担の検討・実施を進めるほか、他の使用料・手数料について、定期的に見直しを行うことができる仕組みの構築も検討します。</p>	

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・集会施設等の適正な料金設定等の検討、公表			(検討)	
・保育料の見直し(保育課)			検討	条例改正
・学童クラブ費の見直し(子育て支援課)		検討	条例改正	実施
・定期的な見直しの仕組み検討		検討		
・駐車場の利用者負担の検討・実施(行政経営課)	考え方整理	施設の選定		

実施プログラム	⑧	事業の精査と見直し	担当課	行政経営課
			関係課	全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市では、これまでも、予算編成時におけるスクラップ&ビルドの徹底など、健全財政維持のため取り組んできました。市民ニーズの多様化や社会保障関係費の増加により歳出の規模が年々増加している中で、限りある財源を有効活用し、適時に必要な事業へ予算を配分していくためにも、選択と集中により行政サービスの最適化を図ることが必要です。</p>		<p>公共施設の管理運営も含めた既存事業について、客観的な指標を用いて検証を行います。そして、「最小の経費で最大の効果をあげること」、「常に組織及び運営の合理化に努めること」を、事業を行っていくうえでの基本的な考え方とし、見直しの対象事業を抽出するとともに、統廃合・縮小・代替案への転換等に向けて取り組みます。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の効率的な運営方法の検討 ・事務事業の見直し ・抜本的な事業の見直し 	利用状況調査、課題整理	運用方法の検討	実施	選定に向けた資料作成 財政推計資料の作成

実施プログラム	⑨	公有財産の売り払い及び貸付	担当課	公共施設マネジメント課
			関係課	全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市が保有する公有財産について、道路・用水などとしての利用目的が失われた場合にそのままの状態を継続することは、不必要な維持管理経費の増加などにつながります。</p> <p>近年における普通財産の売り払い収入は、次のとおりです。なお、令和元年度以降は、家庭ごみ有料化・戸別収集の実施に伴い、旧ごみ集積所の普通財産化・売り払いが増える結果となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度：約 1,800 万円 ・平成30年度：約 2,000 万円 ・令和元年度：約 6,400 万円 ・令和2年度：約 5,600 万円 		<p>市民共有の財産である公有財産の適切な売り払いや貸付などにより、歳入の確保や歳出の削減に努めます。</p> <p>公有財産の売り払いにより毎年2千万円以上の収入を目指します。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の売り払い ・財産の新規貸付 		実施	実施	

実施プログラム	⑩	公共施設の将来配置に関する理解促進	担当課 関係課	公共施設マネジメント課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。過去に建設された多くの公共施設が更新時期を迎えますが、地方自治体の財政状況は厳しい状況が続きます。また、人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設の利用需要が変化していくことが見込まれます。</p> <p>市においても、急激に人口が増加した 1960 年代から 1970 年代にかけて公共施設を集中的に整備し、1980 年代以降も市民文化会館など大規模な施設を建設しました。これらの多くの建物が更新の時期を迎えます。仮に、これまで保有してきた公共施設を全て同じように更新する場合の費用は多額となり、現実的には極めて困難です。時代の変化に対応した公共サービスを提供し、最小の経費で最大の効果を発揮していくためには、現時点から公共施設マネジメントを着実に進める必要があります。</p>		<p>平成 27 年に策定した「小平市公共施設マネジメント基本方針」に掲げる「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念のもと、市制施行 100 周年(2062 年)における公共施設の適正配置の取組について、市民とビジョンを共有し、将来世代のために計画的に取り組めます。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
・小平市公共施設マネジメント推進計画(2022-2031)の策定及び説明会の実施	策定	実施		

方向性 3 運営・業務執行体制の効率化

実施プログラム	⑪	庁内会議の合理化	担当課 関係課	行政経営課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市では、これまで、組織を越えて取り組む課題に対応するため、様々な形で情報共有や連携を図るなど、庁内が横断して取り組む体制を構築してきました。行政課題は複雑化・多様化しており、今後その体制を充実させることがより必要となってきます。また、東日本大震災や新型コロナウイルスへの対応に代表されるように、迅速な対応が求められるものも多く、的確な情報共有及びスピード感をもった意思決定がますます求められています。そのようなことから、庁内の会議は非常に重要な役割を担っています。</p> <p>一方で、働き方改革の観点からは、会議の生産性を向上させることが急務です。また、ペーパーレスや新しい生活様式へ対応するために、非対面による開催形態の検討が必要です。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外部とのオンライン会議やオンライン研修が増加しており、庁内会議においてもオンラインツール等の活用について検討・実施します。</p> <p>また、現行会議の実施状況などを検証し、運営方法の適正化を進めます。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
・庁内会議の運営方法の適正化	実施			

実施プログラム	⑫	文書の電子化・ペーパーレス化	担当課 関係課	総務課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市の内部事務においては、いまだ大量の紙文書が発生しており、書類の保管、管理の煩雑さが課題となっています。また、用紙の購入、置き場、印刷、廃棄に係るコスト削減及び環境問題の視点からもペーパーレス化を進める必要があります。</p>		<p>内部事務における押印の見直しとともに、文書管理システムによる一元的な文書管理の実現に資する電子決裁の対象範囲を拡大します。また、意識啓発を含め、会議におけるペーパーレス化及び冊子等の印刷物の電子化を進めます。</p> <p>4年間で電子決裁対象文書の電子決裁率 90%以上を目指します。(令和3年4月1日現在:62.3%)</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・文書管理システムにおける電子決裁対象範囲の拡大及び電子決裁率の向上	実施			
・会議のペーパーレス化、印刷物の見直し	検討	検討・実施		

実施プログラム	⑬	DXの推進 (システムの標準化・共同化の推進)	担当課 関係課	情報政策課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>現在市では、基幹システムである住民情報システムを単独で運用しており、その維持管理には毎年多額の費用を要しています。</p> <p>そのため、更新時期を同じくする近隣市とシステムの共同化について検討を進めてきました。</p> <p>また、国では新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題も踏まえ、令和2年12月に「デジタルガバメント実行計画」を改訂しました。この中で、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むことが示されています。</p> <p>今後は、システムの維持管理コストの削減とデジタル社会に向けた基盤整備を両立することが必要です。</p>		<p>住民情報システムの自治体クラウド化による運用を行うことにより、導入・維持管理の費用削減、制度改正や更新時の負担軽減に取り組みます。</p> <p>4年間で住民情報システムの自治体クラウド化による経常経費の削減率 20%以上を目指します。</p> <p>また、令和7年度を目標に国が進める情報システム標準化・共通化とガバメントクラウド移行の準備を進め、これに伴い事務手続や帳票類の標準化・共同化の検討を行います。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・東村山市・東久留米市との3市による住民情報システムの自治体クラウド化	構築	実施		
・事務手続、帳票類の標準化・共同化の検討	検討			
・情報システムの標準化・共通化	検討・準備			

実施プログラム	⑭	DXの推進(オンライン申請等への対応)	担当課 関係課	情報政策課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市民、事業者が市役所に来庁し、手続をすることは、移動及び時間の面からも利便性が良いとはいえ、新しい生活様式への対応としても非対面、非接触による手続を拡大する必要があります。</p>		<p>オンライン申請による手続の拡充やマイナポータルの活用を検討するとともに、各種証明書のコンビニエンスストア等での交付を実施します。</p> <p>申請等のオンライン化について、前年度実績以上を目指します。(令和2年度実績:電子申請サービス18手続、マイナポータル(ぴったりサービス)1手続)</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・オンライン申請による手続の拡充	対象選定			
・マイナポータルを活用	検討	実施・検討		
・各種証明書コンビニエンスストア交付システムの構築、実施	構築	実施		

実施プログラム	⑮	DXの推進 (ICT活用による内部事務の効率化)	担当課 関係課	情報政策課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、急速に進展しているICTを積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が必要です。</p>		<p>定型作業を自動化できるRPAなどのICTの導入効果が見込まれる業務の洗い出しを進め、業務の効率化に取り組みます。</p> <p>1年に1業務以上、ICTを活用した業務を拡大していきます。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・庁内における導入事例及び効果の共有	実施			
・対象業務の抽出及び導入	実施・検証・拡大			

実施プログラム	⑩	組織整備及び職員定数の適正管理	担当課 関係課	行政経営課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>行政課題の複雑化、多様化や公民連携の進展、行政のデジタル化が進む中において、将来を見据え、課題解決や事業の遂行を効率的・効果的に実行する組織体制の構築と定数の適正管理が求められています。また、今後想定される定年延長等も視野に入れた計画的な取組が必要になります。</p>		<p>社会ニーズや課題に柔軟に対応した組織の再編を行うとともに、業務内容に応じた任用形態を適用しながら職員の適正配置を行います。</p> <p>令和5年度から段階的に実施される定年引上げを踏まえた中長期的な定員管理の考え方を示し、適正な定員管理を行います。</p> <p>定年引上げに伴う役職定年制を見据えた課長補佐職、係長職に係る職制の整理を行います。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・組織再編の検討・職の整理		検討	実施	
・職員定員の適正管理		実施		

方向性4 職員と職場の活性化

実施プログラム	⑪	職員提案制度の見直し	担当課 関係課	行政経営課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市では、行財政改革を推進する取組の一環として、平成10年度から職員提案制度を開始し、様々な改善を加えながら実施してきました。本制度は、職員の知識及び知恵を市政に反映させ、行政需要、外部環境の変化等に柔軟に対応した施策展開を図ることを目的としており、市の業務改善などに役立ててきました。</p> <p>制度開始から20年以上が経過している本制度について、自己研鑽のきっかけづくりを行い、これからの時代にふさわしい組織文化への変革に向けた制度の見直しが必要です。</p>		<p>時代に合った柔軟な発想など、幅広い意見を生み出せる職員提案制度に向けた見直しを行います。</p> <p>職員提案の応募件数について、1年に15件以上を目指します。(現状値:5件)</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・職員提案制度に関する職員同士の意見交換		実施		
・効果的な職員提案制度の検討・運用		実施		

実施プログラム	⑱	研修・人材育成策の充実	担当課 関係課	職員課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>市では、平成14年に「小平市人材育成基本方針」を策定し、その後の行政を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行いながら、職員に必要とされる能力やその育成に関する取組を進めてきました。(現在の新人材育成基本方針は、平成20年4月に策定)</p> <p>これまで以上に多様化する地域課題に対応するためには、職員研修や定期的実施する目標管理制度における所属長面談などの機会を捉え、職員一人ひとりが自己のキャリアを振り返り、今後の能力開発に自発的に取り組むなど「常に学び続ける」姿勢をもつことが必要です。</p>		<p>市民との信頼関係を築くためにも、視野を広げて課題やニーズを的確に捉え、高い倫理観と的確な問題解決能力を身に付けた職員の育成を進めます。また、多様な研修形態を取り入れ、効率的で効果的な研修受講を促します。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・新人材育成基本方針の見直し及び推進	見直し	実施		
・時代に適合した研修の実施	実施			

実施プログラム	⑲	働き方改革の推進(仕事と家庭の両立)	担当課 関係課	職員課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、労働者のニーズの多様化などの課題に対応していくためには、すべての職員が個性と能力を十分に発揮できる環境をつくることなどが行政においても必要です。</p> <p>市では、令和3年3月に、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画「HAPPY こだいら」を策定し、取り組むべき内容を示しています。</p>		<p>職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、業務の責任を果たす一方で、仕事と家庭生活の調和を図り、子育てや介護等のための時間が確保できるとともに、女性が様々な分野で活躍できるよう、環境を整備します。</p> <p>特定事業主行動計画では、時間外勤務の年間平均実施時間を令和7年度までに139時間以下にするなどの目標を掲げており、達成に向けて取り組みます。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・特定事業主行動計画の推進	実施			

実施プログラム	⑳	働き方改革の推進・DXの推進 (テレワーク体制の整備)	担当課	職員課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークは、コロナ禍において感染拡大を防止する有効な対策の一つとして、急速に拡大しました。また、働き方改革、生産性の向上、事業継続性の確保などの視点からも期待されますが、導入にあたっては、機器環境の構築やセキュリティの確保、労務管理等の課題を洗い出す必要があります。</p>		<p>地方公共団体情報システム機構等が実施する自治体テレワーク推進実証実験事業を踏まえ、同機構等が提供するテレワークシステム以外のテレワークシステムの導入、運用を開始し、段階的实施を進めます。</p> <p>テレワークの労務管理等においては、業務の性質や、市民サービスの維持を考慮しつつテレワークが活用できるよう、職員への周知を図ります。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・実証実験、課題整理、制度整備	実証実験・検証		段階的实施	

◆◇2年間の検討を経た実施プログラム(旧検討プログラム)◇◆ 令和5年度から取組に着手する5のプログラムです。

方向性1 地域資源によるサービスの実現

旧検討プログラム	⑳	広報活動ガイドラインの策定 ※令和4年度までをもって終了	担当課	秘書広報課
----------	---	---------------------------------	-----	-------

実施プログラム	㉑	公園整備、管理運営における 新たな事業手法の導入	担当課	水と緑と公園課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
市では今後、大規模な公園の整備を予定しており、市の財政負担の軽減とニーズに合った整備を推進することが求められます。		新たな都市計画公園整備に合わせて、公募設置管理許可制度(Park-PFI)や指定管理者制度などの公民連携の具体的な仕組みを検討しながら、最適な手法の導入に向けて取組を進めます。		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・鎌倉公園整備に向けたサウンディング型市場調査、鷹の台公園のあり方調査・検討 ・公民連携手法の導入		調査		検討・実施

実施プログラム	㉒	市の魅力をいかした財源確保	担当課 関係課	財政課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
限られた財源においても、公共サービスを維持・充実させていくためには、ふるさと納税制度による税の流出を防ぐとともに、新たな手法により市民が市政に参加するきっかけづくりが必要です。		市の持つ魅力を存分にいかし、これまで進めてきた「ふるさと納税」を更に充実させるとともに、クラウドファンディングの活用を進めます。		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・ふるさと納税返礼品の拡充 ・クラウドファンディングの活用		実施	検討・実施	検討・実施

方向性 3 運営・業務執行体制の効率化

実施プログラム	⑳ 自治体 DX によるスマート自治体への転換	担当課 関係課	DX 推進担当課長 全課
現状や課題など		取組の方向性	
<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、社会全体の DX(デジタル・トランスフォーメーション)を加速するきっかけとなりました。行政においてもデジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。</p>		<p>令和 3 年度に推進体制や方向性の提示など、DX を推進していく上での基本的な事項について整備をしました。今後は「デジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組事項」、「DX 推進ロードマップ」に基づき、デジタル社会にふさわしいサービスの展開や業務効率向上の取組について、検討し、推進していきます。</p>	

▼スケジュール

取組項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制、方針等の整備 ・DX の取組事項、DX 推進ロードマップに基づく取組の実施 		実施	検討・実施・見直し	検討・実施・見直し

実施プログラム	㉑ 統計データ利活用促進のための基盤整備	担当課 関係課	行政経営課 全課
現状や課題など		取組の方向性	
<p>ICT の進展により、大量で多種多様なデータの生成・収集・分析が容易となったビッグデータ時代が到来しています。市でも、社会の情報基盤である統計調査結果を多数保有していますが、紙情報が多くデータベースとなっていないかたり、データベースとして整理されておらず、基盤整備が課題となっています。</p>		<p>既に市ホームページに掲載している統計資料について、可能なものから順次オープンデータ化を進めます。市が保有するデータのうち、民間サービスの創出や地域課題の解決につながるデータを選定し、東京都オープンデータカタログサイトに掲載します。</p>	

▼スケジュール

取組項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページでのオープンデータ化 ・東京都オープンデータカタログサイトへの掲載 		検討	段階的实施	実施

旧検討プログラム	㉒ 自治体間連携の更なる推進 ※令和4年度までをもって終了	担当課	政策課
----------	----------------------------------	-----	-----

実施プログラム	⑳	事務処理におけるリスクへの対応	担当課 関係課	行政経営課 全課
現状や課題など		取組の方向性		
<p>経営資源が限られる中でも最少の経費で最大の効果を発揮するためには、業務を適正に執行することが必要です。そのため、組織内におけるすべての人が、設定したルールに基づいて業務を遂行するプロセスを構築する内部統制の制度が地方自治法に設けられました。都道府県及び政令市は令和2年4月1日から運用を開始しています。</p>		<p>令和4年7月に策定した「事務処理におけるリスクへの対応 ガイドライン」に沿って、試行運用に取り組みます。各課に「リスクに関する調書」を配備し、各課固有のリスクを管理します。</p> <p>事務処理ミス及び事件・事故が発生した場合には、その内容に応じて庁内共有を行うことで、再発防止、事務の点検、改善を図ります。</p>		

▼スケジュール

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・「事務処理におけるリスクへの対応 ガイドライン」の策定		検討・策定	見直し・反映	
・事務処理におけるリスクへの対応試行運用		試験実施	実施	

方向性 4 職員と職場の活性化

旧検討プログラム	㉔	職制の見直し ※令和4年度までをもって終了	担当課	行政経営課
----------	---	--------------------------	-----	-------